

# 特定非営利活動法人マイセルフ 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人マイセルフという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を北海道上川郡剣淵町に置き、その他事務所を苫前郡苫前町に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は主として高齢者を対象としての認知性老人の介護、通所による介護及び短期入所介護、訪問介護、居宅介護支援と障害者を対象としての障害者自立支援法による障害者福祉サービス事業、訪問介護、相談、支援を通じ高齢者福祉・障害者福祉ならびに地域社会に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成する為、特定非営利活動促進法別表第1号に掲げる保険、医療、または、福祉の増進を図る活動を行う。

(事業)

第5条

第1項 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

第1号 特定非営利活動に係る事業

- (1) 認知性老人に対する介護サービス事業
- (2) 通所による介護事業
- (3) 訪問介護事業
- (4) 居宅介護支援事業
- (5) 短期入所生活介護事業
- (6) 障害者自立支援法による障害福祉サービス事業（訪問介護）、相談支援事業、障害者支援福祉事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2号 その他の事業

- (1) 物品販売

第2項 前項第2号に掲げる事業は同項第1号に掲げる事業に支障が無い限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛 助 会 員 「特定非営利活動法人マイセルフ」の活動に賛同し、援助・協力を  
する個人及び団体

#### (正会員の入会)

第7条 正会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

第1号 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申し込み書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。

第2号 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面を以って本人にその旨を通知しなければならない。

#### (賛助会員)

第8条 賛助会員の入会は前7条を準用する。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員および賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会の届を出したとき

(2) 本人が死亡し、または正会員および賛助会員である団体が消滅したとき

(3) 除名されたとき

#### (退会)

第10条 正会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

#### (除名)

第11条

第1項 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第2項 この定款等に違反したとき

第3項 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の抛出金品は、返還しない。

(種類及び定款)

第13条

第1項 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上 10人以内
- (2) 監事 1人以上 3人以内

第2項 理事のうち、一人を理事長、一人を副理事長とする。

(選任等)

第14条

第1項 理事及び監事は、総会において選出する。

第2項 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

第3項 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

第4項 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条

第1項 理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

第2項 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指定した順序によってその職務を代行する。

第3項 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

第4項 監事は次に掲げる業務を行う。

第1号 理事の業務執行の状況を監査すること

第2号 この法人の財産の状況を監査すること

第3号 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

第4号 前号の報告をする為に必要がある場合は、総会を招集すること。

第5号 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第16条

第1項 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第2項 補欠の為、または、増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者の残存期間とする。

第3項 役員は、辞任又は任期完了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは総会議決により、これを退任・解任することが出来る。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会をあたえなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条

第1項 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

第2項 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁する事ができる。

第3項 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条

第1項 この法人は、事務局長その他の職員を置く。

第2項 職員は理事長が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入を以って償還する短期借り入れ金を除く。第50条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

#### 第24条

第1項 通常総会は、毎年1回開催する。

第2項 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事を記載した書面を以って招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

（招集）

#### 第25条

第1項 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

第2項 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第3項 総会又は臨時総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を以って、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第27条 総会は、正会員の総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

（議決）

#### 第28条

第1項 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

第2項 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条

第1項 正会員の表決権は、平等なるものとする。

第2項 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面を以って表決し、又は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

第3項 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

第4項 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条

第1項 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は、表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 審議の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第2項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事からの招集請求があったとき  
(招集)

#### 第34条

第1項 理事会は、理事長が招集する。

第2項 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

第3項 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

#### 第36条

第1項 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

第2項 理事会の審議は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(表決権等)

#### 第37条

第1項 各理事の表決権は、平等なるものとする。

第2項 やむ得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

第3項 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

第4項 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

#### 第38条

第1項 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第2項 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印し

なければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に係る資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の管理)

第42条 この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

### (暫定予算)

第45条

第1項 前条の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出をすることができる。

第2項 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。



(予備費の設定及び使用)

第46条

第1項 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

第2項 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び構成)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条

第1項 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

第2項 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条

第1項 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

第1号 総会の議決

第2号 目的とする特定非営利活動に係る事業の継続不能

第3号 正会員の欠亡

第4号 合併

第5号 破産

第6号 所轄庁による設立の認証の取り消し

第2項 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

第3項 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第13条第2項に掲げる者のうち、解散時の総会で定めたものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	朝 倉 博 行
副 理 事 長	朝 倉 春 代
理 事	本 間 正 信
理 事	福 原 米 久 光
理 事	高 橋 芳 枝
理 事	佐 々 木 菊 代
監 事	小 木 田 儀 和

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず成立の日から平成

14年5月31日までとする。

4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

#### 附則

1. この定款変更は、北海道知事の認証のあった日（平成17年4月28日）から施行する。
2. この定款変更は、北海道知事の認証のあった日（平成17年11月1日）から施行する。
3. この定款変更は、北海道知事の認証のあった日（平成23年6月22日）から施行する。
4. この定款変更は、北海道知事の認証のあった日（令和7年 月 日）から施行する。

令和6年度事業計画書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 鷹の巣

1 事業の成果

令和6年度は、認知症対応型グループホームにおいて、日中は3人に一人体制、夜間は9人に一人にてサービスを行い、家庭的な介護サービスをすることを目標としています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施月日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
認知性老人に対する介護サービス事業	認知症高齢者のため、日常生活全般にいたる支援を行う	令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	上川郡剣淵町	20	18	68,427 (千円)
通所による介護事業	(事業予定なし)			0	0	0
訪問介護事業	(事業予定なし)			0	0	0
居宅介護支援事業	(事業予定なし)			0	0	0
短期入所生活介護事業	(事業予定なし)			0	0	0
障害者自立支援法による障害福祉サービス事業(訪問介護)、相談支援事業、障害者支援福祉事業	(事業予定なし)			0	0	0
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(事業予定なし)			0	0	0

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施月日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
物品の販売・建築工事コンサルティング	(事業予定なし)			0	0	0

※ 当該年度はその他の事業の実施はしていません。

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 マイセルフ

1 事業の成果

令和7年度は、認知症対応型グループホームにおいて、日中は3人に一人体制、夜間は9人に一人にてサービスを行い、家庭的な介護サービスをすることを目標としています。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 月日	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	事業費 の金額 (千円)
認知性老人に対する介護サービス事業	認知症高齢者のため、日常生活全般にいたる支援を行う	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	上川郡剣淵町	20	18	75,652 (千円)
通所による介護事業	(事業予定なし)			0	0	0
訪問介護事業	(事業予定なし)			0	0	0
居宅介護支援事業	(事業予定なし)			0	0	0
短期入所生活介護事業	(事業予定なし)			0	0	0
障害者自立支援法による障害福祉サービス事業（訪問介護）、相談支援事業、障害者支援福祉事業	(事業予定なし)			0	0	0
その他この法人の目的を達成するために必要な事業	(事業予定なし)			0	0	0

(2) その他の事業

定款の 事業名	事業内容	実施 月日	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲 及び人数	事業費 の金額 (千円)
物品の販売	(事業予定なし)			0	0	0

※ 当該年度はその他の事業の実施はしていません。

令和6年度 活動予算書  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人 鷹の巣  
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 事業収益			
介護事業収益	67,487,888		
雑収入	938,478		
受取利息	1,075		
経常収益計		68,427,441	68,427,441
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	42,654,127		
法定福利費	7,073,967		
福利厚生費	810,866		
(2) その他経費	20,735,661		
(3) 給食食材費	4,980,600		
(4) 支払利息	986,210		
事業費計		77,241,431	
経常費用計			77,241,431
当期経常増減額			-8,813,990
III 経常外収益			
1. 特別利益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 役員退職金			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 8,813,990
法人税、住民税及び事業税			80,000
当期正味財産増減額			△ 8,893,990
前期繰越正味財産額			△ 271,050
次期繰越正味財産額			△ 9,165,040

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

令和7年度 活動予算書  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 マイセルフ  
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 事業収益		
介護事業収益	74,786,988	
雑収入	864,000	
受取利息	1,075	
経常収益計		75,652,063
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	42,159,768	
法定福利費	7,103,967	
福利厚生費	810,866	
(2) その他経費	17,725,375	
(3) 給食食材費	5,040,000	
(4) 支払利息	986,210	
事業費計		73,826,186
経常費用計		73,826,186
当期経常増減額		1,825,877
III 経常外収益		
1. 特別利益		
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 役員退職金		
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		1,825,877
法人税、住民税及び事業税		80,000
当期正味財産増減額		1,745,877
前期繰越正味財産額		△ 9,165,040
次期繰越正味財産額		△ 7,419,163

※ 今年度はその他の事業を実施していません。